

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の見直しのあり方について＜中間報告＞  
（案）

令和4年〇月

仙台市障害者施策推進協議会

## 【目次】

### 第1章 検討の経過

1 見直しの背景.....	2
2 諮問と見直しの基本的な考え方.....	2
3 検討の進め方.....	3

### 第2章 条例の見直しのあり方に関する議論

1 前文、目的（第1条）.....	11
2 定義（第2条）.....	12
3 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）.....	12
4 市の責務（第4条）、市民の責務（第6条）.....	14
5 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）.....	14
6 事業者の責務（第5条）、市が行う合理的配慮（第8条）、事業者が行う合意的配慮（第9条）..	15
7 啓発活動及び交流の推進（第10条）.....	17
8 就労及び雇用に関する支援の充実（第11条）.....	19
9 意思疎通の支援の充実（第12条）.....	19
10 政策形成過程への参画の推進（第13条）、関係機関との連携（第14条）....	19
11 相談（第15条）.....	19
12 助言又はあつせんの求め（第16条）、助言又はあつせん（第17条）、勧告（第18条）、 公表（第19条）、仙台市障害者差別相談調整委員会（第20条）.....	20

### 第3章 条例の見直しのあり方（中間案）

1 前文.....	21
2 目的（第1条）.....	22
3 定義（第2条）.....	22
4 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）.....	23
5 市、事業者、市民の責務（第4条～6条）.....	24
6 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）.....	25
7 市、事業者が行う合理的配慮の提供（第8条、第9条）.....	26
8 基本的な施策（第10条～第14条）.....	27
9 差別に関する相談等（第15条～第20条）.....	29

# 第1章 検討の経過

## 1 見直しの背景

国が平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「法」という。)を施行し、それに伴い本市でも平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」(以下「条例」という。)を施行した。

国は令和3年6月に改正法を公布(施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)し、事業者による合理的配慮の提供を義務付けた。また、法の改正に伴い、現在、内閣府の障害者政策委員会において障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の改定に向けた議論が進められているところである。

条例においても、法の改正に合わせた見直しが必要であるほか、障害者差別の解消に向けた取り組みは、社会情勢の変化等に合わせてその内容を充実させることが求められることから、条例施行後の運用状況等を踏まえた必要な見直しを行う。

## 2 諮問と見直しの基本的な考え方

仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)は、令和3年11月4日に、仙台市長から、条例の見直しにあたり、そのあり方について諮問を受け、仙台市からは以下のような考え方が示された。

- 令和3年6月に公布された法改正への対応、並びに基本方針改定の内容を踏まえて見直しを行う必要がある。
- 条例施行後5年以上が経過したことから、条例施行後の運用状況の検証を踏まえて見直しを行う必要がある。
- 条例の見直しにあたっては、条例制定時と同様に障害のある方をはじめ、関係者の方々からの意見を踏まえて見直しを行うことが重要である。
- 条例の見直しにあたっては、多くの市民に関心を持っていただきながら進めていくことが重要であり、幅広い参画の手法も含め、協議会としての意見を伺いたい。

これらを踏まえ、協議会では、条例の見直しのあり方を検討するにあたり、次の3点を基本的な考え方として検討を行うこととした。

- (1) 法改正並びに基本方針改定の内容を踏まえた見直しを行う。
- (2) 本市における条例施行後の運用状況や障害者差別等に関する現状・課題等を整理したうえで必要な見直しを行う。
- (3) 障害のある方やその家族、支援者、事業者等の意見を踏まえた見直しを行うため、ヒアリングやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、幅広い理解を得な

がら進めていく。

### 3 検討の進め方

基本的な考え方に基づき、仙台市における障害を理由とする差別の現状や課題の把握、差別の解消に必要な視点等を整理するために、以下の3つの方向から検討を進めた。

- (1) 協議会における検討
- (2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取
- (3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み

#### 【これまでの検討の概要】

(1) 協議会における検討	① 臨時委員の追加 ② 学習会の開催 ③ 協議会の開催
(2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取	① 障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）の募集 ② 障害福祉関係団体からの意見聴取 ③ 事業者団体等からの意見聴取 ④ 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見聴取
(3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み	○ ココロ・カフェの開催

(令和4年11月30日時点)

(1) 協議会における検討

①臨時委員の追加

協議会には当初より障害当事者が参画しているが、条例を見直すにあたり、より幅広い議論ができるよう、障害種別の異なる障害当事者、地域団体や事業者といった地域における支援者を臨時委員として追加した。

【協議会委員・臨時委員名簿 ※順不同・敬称略】

役職	委員名	所属・職名等
会長	大坂 純	東北こども福祉専門学院副学院長
副会長	三浦 剛	東北福祉大学総合福祉学部教授
委員	秋山 一郎	仙台市教育局特別支援教育課長
委員	奥田 妙子	社会福祉法人愛泉会本部長
委員	小野 彩香	特定非営利活動法人 Switch 代表理事 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会
委員	小幡 佳緒里	仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員）
委員	鹿野 英生	医療法人社団初心会社のホスピタル・あおば理事長・院長/一般社団法人仙台市医師会理事（令和4年11月1日～）
委員	菊地 徹	菊地胃腸科内科医院院長/一般社団法人仙台市医師会理事（～令和4年9月21日）
委員	加納 悦子	仙台公共職業安定所職業相談部長（令和4年4月1日～）
委員	曾根 優子	仙台公共職業安定所職業相談部長（～令和4年3月31日）
委員	菅野 淑江	特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長
委員	熊井 正之	東北大学大学院教育学研究科教授
委員	熊谷 経光	社会福祉法人家庭福祉会理事長
委員	佐々木 寛成	佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事
委員	柴田 和子	宮城県自閉症協会副会長
委員	高橋 淳子	社会福祉法人共生福祉会 仙台ワークキャンパス園長（～令和4年9月30日）
委員	高橋 秀信	仙台市視覚障害者福祉協会会長
委員	寺田 清伸	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事
委員	中嶋 嘉津子	一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事
委員	西尾 雅明	東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会

委員	支倉 敦子	全国膠原病友の会宮城県支部運営委員/特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会理事
委員	山下 はる奈	特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ
臨時委員	阿部 勇	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会評議員
臨時委員	阿部 昌展	仙台商工会議所理事・事務局次長
臨時委員	伊藤 英孝	みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチームセタ
臨時委員	片桐 綾太郎	障害当事者
臨時委員	鎌田 雅敬	仙台市民生委員児童委員協議会障害児者福祉部会部会長
臨時委員	子吉 尚充	一般社団法人宮城県経営者協会事務局次長(令和4年4月1日～)
臨時委員	吉田 聡	一般社団法人宮城県経営者協会事務局長(～令和4年3月31日)
臨時委員	成田 くるみ	特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと支援員
臨時委員	早坂 洋子	みやぎ盲ろう児・者友の会事務局長
臨時委員	細川 かおる	仙台市聴覚障害者協会事務局長

## ②学習会の開催

条例の見直しに関する議論を円滑に進めるため、協議会委員並びに事務局職員向けに条例や改正法について学習会を開催した。

開催日	概要	講師
令和4年2月3日	○障害者差別解消条例について ○改正障害者差別解消法等について	○障害企画課職員 ○東北福祉大学総合福祉学部教授/内閣府障害者政策委員会委員 阿部一彦氏

(所属等は開催日時点)

## ③協議会の開催

協議会においては、障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）の募集結果、並びに障害福祉関係団体や事業者団体等からの意見聴取結果を踏まえ、現状・課題を整理し、現行の条文について見直すべき事項や新たに盛り込むべき事項、条例を推進するための施策に関して検討を行った。

### 【協議会の開催状況】

開催日	概要
令和3年11月4日	○ 条例の見直しのあり方について諮問 ○ 条例の見直しの進め方について議論

令和4年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例の見直しの進め方について議論</li> <li>○ 障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）の募集結果、並びに障害福祉関係団体や事業者団体等からの意見聴取結果（令和3年度実施分）を基に議論</li> </ul>
令和4年8月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉関係団体や事業者団体等からの意見聴取結果（令和4年度実施分）を基に議論</li> <li>○ テーマ別に議論 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ1（前文、第1条目的、第2条定義、第3条障害を理由とする差別の解消の基本理念、第4条市の責務、第6条市民の責務）</li> <li>・テーマ2（第5条事業者の責務、第8条市が行う合理的配慮、第9条事業者が行う合理的配慮）</li> <li>・テーマ3（第7条不当な差別的取扱いの禁止）</li> </ul> </li> </ul>
令和4年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テーマ別に議論 <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ4（第10条啓発活動及び交流の推進、第11条就労及び雇用に関する支援の充実、第12条意思疎通の支援の充実、第13条政策形成過程への参画の推進、第14条関係機関との連携）</li> <li>・テーマ5（第15条相談、第16条助言又はあっせんの求め、第17条助言又はあっせん、第18条勧告、第19条公表、第20条仙台市障害者差別相談調整委員会）</li> </ul> </li> </ul>
令和4年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論</li> </ul>
令和4年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論</li> <li>○ 条例見直しのあり方に係る中間素案について議論</li> </ul>
令和4年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの議論の整理及び事務局検討案について議論</li> <li>○ 条例見直しのあり方に係る中間案について議論</li> </ul>

## (2) 障害のある方や関係団体等からの意見聴取

### ①障害を理由とした差別と感じた事例や障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）の募集

障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、「障害を理由とした差別と感じた事例」や、「障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）」について募集した。

募集にあたっては、各区役所・総合支所、市民センターの他、市内の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、ひとにやさしいまちづくり推進協議会加盟団体などに対し、応募用紙を配付した。また、市政だよりや市ホームページの他、仙台市LINE 公式アカウント、精神保健福祉総合センターTwitter を通じて広く市民へ周知を図った。

○収集期間 令和3年12月15日～令和4年2月28日

○収集件数 107件

#### 【内容別の内訳】

- ・障害を理由とした差別と感じた事例：54件
- ・障害のある方への配慮に取り組んでいる事例（配慮が得られた事例）：13件
- ・その他の意見等（上記のいずれにも該当しないもの）：40件

#### 【分類別の内訳】

- ・周囲の理解：17件
- ・交通：5件
- ・建物・道路・駐車場等：3件
- ・就労・労働：31件
- ・教育：3件
- ・医療：5件
- ・商品・サービス提供：9件
- ・福祉サービス等：11件
- ・不動産取引：5件
- ・情報・コミュニケーション：2件
- ・行政：6件
- ・その他：10件

#### 【障害種別ごとの分類】

- ・視覚障害：4件
- ・聴覚・平衡機能障害：5件
- ・肢体不自由：19件
- ・内部機能障害：1件
- ・知的障害：16件
- ・精神障害：19件

- ・ 発達障害：37 件
- ・ 高次脳機能障害：2 件
- ・ 難病等：3 件
- ・ 全障害共通：3 件
- ・ 不明・未記載：20 件

※複数の障害種別を回答可能としたため、障害種別ごとの分類の合計は収集件数（107 件）と一致しない。

## ②障害福祉関係団体からの意見聴取

障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、障害福祉関係団体（障害当事者やその家族、支援者）へヒアリング等を行った。

調査対象者へ質問項目を記載した調査票を送付し、その後調査票の回答内容を基にヒアリングを実施した。

○実施期間：令和 4 年 2 月～6 月

○対象：12 団体 33 名

団体名称	ヒアリング実施日	対象者
仙台市精神保健福祉団体連絡協議会	令和 4 年 2 月 18 日	2 名
宮城県重症心身障害児（者）を守る会	〃 2 月 22 日	1 名
仙台市視覚障害者福祉協会	〃 2 月 25 日	1 名
宮城県自閉症協会	〃 2 月 28 日	4 名
宮城県患者・家族団体連絡協議会	〃 2 月 28 日	3 名
仙台市聴覚障害者協会	〃 3 月 4 日	5 名
仙台市障害者福祉協会（仙台ポリオの会）	〃 3 月 10 日	4 名
みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチームセタ	〃 6 月 20 日	3 名
みやぎ盲ろう児・者友の会	〃 6 月 22 日	6 名
みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	〃 6 月 22 日	1 名
自閉症ピアリンクセンターここねっと	〃 6 月 28 日	3 名
仙台市知的障害者関係団体連絡協議会	書面調査のみ実施	

## ③事業者団体等からの意見聴取

障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、事業者団体等へヒアリング等を行った。

調査対象者へ質問項目を記載した調査票を送付し、その後調査票の回答内容を基にヒアリングを実施した。

○実施期間：令和4年2月～6月

○対象：13団体32名

団体等名称	ヒアリング実施日	対象者
商工・サービス・不動産取引関係	令和4年3月1日	11名
みやぎ仙台商工会、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、一番町四丁目商店街振興組合、株式会社七十七銀行、株式会社仙台銀行、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〃 3月3日	
	〃 3月11日	
	〃 6月24日	
労働関係		7名
宮城県中小企業団体中央会、株式会社清月記、仙台市障害者就労支援センター、株式会社仙台三越、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合（再掲）	〃 3月2日 〃 6月24日	
交通関係		14名
一般社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部、宮城交通株式会社、仙台市交通局	〃 3月4日	

#### ④仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの意見聴取

障害を理由とした差別について、現状等を把握し、課題を整理していくため、仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会（「以下「連絡協議会」という。）構成機関に対して書面調査を行った。（令和4年3月実施）

※連絡協議会について（補足）

法第17条並びに条例第14条等の規定に基づき、障害者の権利擁護に関わる関係機関のネットワークを構築し、市内における障害を理由とする差別の解消及び障害者への虐待防止に関する連携強化と相談体制の充実を目的として設置。市の障害関係部署（区役所、公所も含む）や教育局、国の機関、障害福祉関係団体、障害者相談支援事業所から構成される。

### (3) 市民への幅広い周知並びに理解を得る取り組み

#### ○ココロン・カフェの開催

条例の見直しを進めるにあたり、障害を理由とする差別の解消に関する市民の関心を高め、幅広い理解を得ながら進めていくため、障害の有無に関わらず、広く市民が参加できる意見交換の場として開催した。

ココロン・カフェでは、条例の見直しの背景や見直しにあたっての基本的な考え方、スケジュール等について説明を行い、周知を図った。また、参加者が5～6名程度の少人数のグループに分かれ、協議会委員等がファシリテーター（進行役）となり、意見交換を行った。

開催日	会場	内容	参加者数
令和4年 10月29日	エル・パーク仙台 セミナーホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の見直しの検討状況について説明。</li> <li>・「障害のある人もない人もお互いに理解し合うためのコミュニケーション」をテーマに少人数のグループに分かれて意見交換を実施。</li> </ul>	29名

## 第2章 条例の見直しのあり方に関する議論

協議会では、現行の条例について、障害のある方やその家族、支援者、事業者等からの意見聴取等の内容を踏まえ、見直すべき点、新たに盛り込むべき事項について検討を行った。

また、条例の見直しのあり方を検討する上で、障害を理由とする差別の解消を推進するための取り組みがどうあるべきか明らかにする必要があることから、必要な施策等も含めて検討を行った。

以下にこれまでの協議会委員からの意見の概要、並びに障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果の概要を掲載する。

(現行条例の構成に合わせて掲載)

- 1 前文、目的 (第1条)
- 2 定義 (第2条)
- 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念 (第3条)
- 4 市の責務 (第4条)、市民の責務 (第6条)
- 5 不当な差別的取扱いの禁止 (第7条)
- 6 事業者の責務 (第5条)、市が行う合理的配慮 (第8条)、事業者が行う合理的配慮 (第9条)
- 7 啓発活動及び交流の推進 (第10条)
- 8 就労及び雇用に関する支援の充実 (第11条)
- 9 意思疎通の支援の充実 (第12条)
- 10 政策形成過程への参画の推進 (第13条)、関係機関との連携 (第14条)
- 11 相談 (第15条)
- 12 助言又はあっせんの求め (第16条)、助言又はあっせん (第17条)、勧告 (第18条)、公表 (第19条)、仙台市障害者差別相談調整委員会 (第20条)

### 1 前文、目的 (第1条)

○協議会委員からの意見 (概要)

- ・ 実際に私たちが生きやすい社会、世の中と現実とのギャップが大きいと感じることがある。そのギャップを少しでも小さくできるような条例になっていくとよいと思う。
- ・ 条例の前文に、「機能障害がある状態が問題なのではなく、機能障害のある人が生活する際にバリアになる社会的障壁を取り除けていないことが問題」というような表現を加えるとより具体的な考え方が伝わると思う。

#### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 障害のある人同士でも偏見や差別がある。そのため、障害のある人にも協調性が必要であると伝えることが必要だと思う。その点が明文化されれば良いと思う。
- ・ 障害のある人から、自分は障害者なので障害者手帳を提示しなくても察して欲しいという話を受けることがあるが、見た目では分からない障害のある人もいて難しいと感じている。手帳の提示を求めること自体が差別だという人もいるので、当事者側の理解も必要だと感じている。

## 2 定義（第2条）

○協議会委員からの意見、障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果  
見直しのあり方等について、特段の意見なし。

○事務局（仙台市）からの提案

事業者の定義について、現行の条例に記載されていないため新たに追加する必要がある。

## 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

(1) 意思疎通の支援の充実について

○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 合理的配慮は個別性が高いものであり、対話をしながら進めていく必要があるため、双方向のコミュニケーションが大きな柱になってくるところを条例に明記しても良いと思う。
- ・ 障害のあるなしに関わらず、生活をしていく上で人とのコミュニケーションは欠かせない。障害の特性によって一人一人コミュニケーションに必要な配慮が異なる。宮城県の条例には、本人が意思疎通の手段を選択するような表現が含まれており、仙台市でも同様の表現が盛り込まれるとよいと思う。
- ・ 障害者自身が合理的配慮を求めていくというアプローチも必要だと思う。ただし、自ら発信をすることが困難な方もたくさんいるので、条例の中でコミュニケーションのところを手厚くする必要があると思う。

○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 手話言語条例を制定し、広げたいという気持ちでいる。まだまだコミュニケーションの限界というものをいつも感じている。やはり音声優位、絶対数が多いの

で。言語としては同等だけど、まだまだ広がりがないと感じている。

## (2) 第3条第5号の「女性」の表記について

### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 「障害がある女性」という限定的な表現はしない方が良いと思う。限定的な表現により、自身が排除されていると感じる人が出てしまう恐れがあることは、条例の前文にある「一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い」という理念と齟齬が生じるのではないかと思う。
- ・ 女性よりも性的マイノリティの人の方がより制限されることが多いのではないかと思う。実際に障害があり、心と体の性が異なる人もいて、その方への支援が非常に難しいと感じている。地域であれば益々オープンにできないことがあるし、自分にとって心地よい支援を求めることが難しい状況であると思う。性の多様性というものを含んだ条文にできれば理解が進むのではないか。
- ・ 委員意見の「女性より性的マイノリティの人の方がより制限されるのではないか」との意見には同感で、「性的少数者」や「多様な性」という表現を盛り込むことも検討してみたが、一方で、多様な性について、国及び仙台市の中で、どんな方向でどんな配慮をすべきかについての方向性が整理できておらず、これらが障害とは言えない部分も多い現段階で、この条例に盛り込むことの難しさも感じる。

## (3) 災害時における支援体制について

### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 災害の件について、東日本大震災の被災地として、もう少し災害に関する文言を丁寧に載せると良いと思う。前文のところで、東日本大震災の時に配慮が不十分という文言が載っているが、不十分だけでなく、非常時、災害時にはその障害の困難さが何倍にもなるといったところを盛り込めれば良いと思う。
- ・ 災害時における避難や避難所において障害がある方への配慮や不利益な取り扱いをしないというような点が盛り込めたら良い。
- ・ 基本理念の中に「安心」という文言を加えて欲しい。安心は心の平穏を意味し、安全は身体の保護を意味するため、安心と安全の両面があった方が良いと思う。

### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 東日本大震災の被災地域の経験や教訓から、障害者と防災に関する内容をさらに加えて欲しい。

#### 4 市の責務（第4条）、市民の責務（第6条）

○協議会委員からの意見、障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果  
見直しのあり方等について、特段の意見なし。

#### 5 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

○協議会委員からの意見（概要）

（第1号 入所施設における生活の強制について）

- ・ 計画相談の制度が定着している中で、なぜ入所施設に特化した文言が含まれているのか疑問を感じる。施設への入所に限らず、様々な場面で、当事者の意思に反した生活を形成するということはあってはならないことだと考える。
- ・ 以前は本人の意思に基づいて入所している方は少なかったのかもしれないが、現在は本人の意思決定によるものが多いと思う。条文の「強制」という言葉は非常にインパクトがあり、事情があって現在入所している方の家族からみたら良い印象は受けないと思う。

○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（差別と感じた事例の概要）

- ・ 月極駐車場契約で健常者には求められない連帯保証人を求められた。
- ・ 視覚障害者が、ホテルに宿泊しようとしてフロントに行ったが、宿泊名簿に直筆で書いてくださいと言われ、視覚障害者で書くこともできず、サインもできなかった。視覚障害者なので、書くことも読むこともできないと伝えたが、それでも決まりだからということで宿泊もできないと言われた。フロントの人だけではなく、支配人からも言われ、結局、宿泊もできず、夜遅くにタクシーで帰宅することになり、宿泊費以上のお金がかかってしまった。
- ・ アパートの空き状況を伺うときに障害があることを伝えたら、障害を直接的な理由とはしないが、違う理由を付けて断られる。その後、その物件は未だに埋まっていない状況にある。
- ・ 障害者雇用の求人をハローワークで見つけたが、その会社のサイトを見てみると、他は同じ条件なのに給料が高い健常者向けの求人があった。
- ・ 家族や親せきとの問題についてはよく相談を受ける。結婚をする際に兄弟に精神障害があることを相手に話すかなど。あるいは結婚式に呼ばれないといった扱いを受けることがあるということも聞いている。
- ・ 飲み会や食事会の予約をする時に盲導犬の入店が可能か聞くと、断られることが多い。法律や条例ができて、知らない事業者が多いが、説明をすれば納得してもらえる。
- ・ お店や医療機関等の窓口で、相手が通訳介助員とのみやり取りをして、勝手に話

が進んでしまうことがある。結果として本人に情報が入らないまま物事が進んでしまい、結果だけを伝えられることがある。自身が（直接やりとりができていないことに）気づいた時には直接やり取りをしてもらうように配慮をお願いすることもあるが、相手が（直接コミュニケーションがとれない、とりにくい）当事者よりも、コミュニケーションがとれて動ける介助者等とやりとりをするのがスムーズと認識されてしまうこともあり、なかなか理解を得るのが難しいと感じている。

- ・ 見た目では聴覚に障害があることが分からないため、情報保障が必要なこと等、周囲の理解が得られないことが多い。

## 6 事業者の責務(第5条)、市が行う合理的配慮(第8条)、事業者が行う合理的配慮(第9条)

### (1) 事業者が行う合理的配慮の義務化について

#### ○協議会委員からの主な意見(概要)

- ・ 改正法に合わせて条例でも合理的配慮の義務付けをする改正を行う必要がある。
- ・ 第5条及び第9条の両方に合理的配慮をするよう努めるという旨の記載があるため、条文の整理が必要である。

### (2) 合理的配慮の提供について

#### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果(概要)

- ・ PDFデータや図表、グラフ、画像等の情報のテキスト化、拡大文字版作成、点字による情報、または人による情報保障の合理的配慮がなかなか得られない。
- ・ 小規模でスタッフの少ない店舗では、差別をなくそうという気持ちはあっても、合理的配慮の義務化に関しての理解までは不足している点があると思う。
- ・ 障害の種類によって配慮の仕方が異なるため、対応そのものが難しい。
- ・ 見た目では分からない障害のある人もいて対応が難しいと感じている。

### (3) 罰則について

#### ○協議会委員からの意見(概要)

- ・ 現状、合理的配慮が提供できるような環境が整っているとはいえ、罰則を設けるのは難しいと考える。
- ・ 合理的配慮の提供について、これを行わなかったことに対する罰則は設けないということを前提に、なお、義務化された点をどのように表現して実効性のあるものにするのかということを検討していく必要がある。

#### (4) 合理的配慮の提供に必要な費用負担について

##### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 合理的配慮が努力義務から義務化されても、経済的負担があるとなかなか進まないと思われるため、企業向けの費用補助が必要だと思う。
- ・ 市は条例の実効性を確保するために、ふるさと納税や寄付金などの財源確保も含めて、必要な予算の確保に向けて、しっかりと努力して欲しい。

##### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ スロープや手すり等の設置は、お店の方に経済的負担がかかるという話になりがちで、どのように実現していくのが難しい。
- ・ 国や宮城県で実施している助成制度に上乗せするような補助があれば、取り組みは進むのではないかと。
- ・ バリアフリー化へ対応した際の費用の負担が大きいと感じている。行政の補助金等は1事業所1回という制約があるケースが多く、複数店舗を営業している場合はそれでは十分に対応できない。規模に応じた運用があると、効果的だと思う。

#### (5) 建設的な対話について

##### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 合理的配慮の条文の中に、宮城県の条例と同じように「障害のある人の家族その他の関係者が当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含む。」という文言を加えた方が良いと思う。障害当事者が意思の表明をすることが理想だが、それが困難な方もいるので、そのような方々の思いを汲み取れるようになると思う。
- ・ 合理的配慮の意思の表明について、雇用の面から言えば、本人との対話だけでなく、家族や支援者等のサポートを受けながら積極的に意見を聞いていくということが盛り込めたら良いと思う。
- ・ 障害理解を進めるために、事業者団体と障害当事者が対話できるような懇談会を定期的開催できるとよいと思う。
- ・ 障害当事者の中には、差別や合理的配慮について分からない人がいる。障害当事者に対する条例の学習の機会があると良い。

##### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 堅苦しくない場を設定し、まずは障害のある人との交流の機会を設けてみるのが良いと思う。対話の中から自然に障害特性の理解が進むことで、どのような

配慮やサポートが必要なのかということも一緒に話し合えるようになると思う。

- ・ 事業所側としては、障害のある方へ何かを周知する際に、障害の種別によってどのような支援団体があるのかが分かれば取り組みやすいと思う。また、障害のある方とのコミュニケーションについては、各支援団体の協力があると円滑に進めることができると思う。

#### (6) 事例等の情報の提供について

##### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 色々なケースごとの合理的配慮の事例を検索できるような仕組みが必要だと思う。
- ・ 障害のある方への配慮は個々に異なるため、画一的な対応を求めるものではないが、合理的配慮の取組例のデータベースがあると、必要な配慮を考える際のベースになるので良いと思う。

##### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 図を多用した分かりやすいリーフレットがあれば活用しやすいし、会員へも配りやすい。
- ・ 事例等に合わせて、費用面での支援制度や人的なサービスはどのようなサポートが受けられるか等の記載があれば活用しやすいと思う。
- ・ 他社事例やQ&Aをまとめた冊子や資料などがあると良いと思う。他社がどの位取り組んでいるのかが分からない状況なので、自社の現在地を知るうえでもあると良いと思う。

##### ○事務局（仙台市）からの提案

- ・ 法改正に伴い、地方公共団体は情報の収集、整理、提供について努めることが明記されたことから、条例へ新たに追加することを検討する必要がある。

## 7 啓発活動及び交流の推進（第10条）

##### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 条例を作っても、市民に理解をしてもらえなければ意味がないと思う。市民への周知の際に、差別を受けた事例や合理的配慮の提供に係る体験例を付け加えることで身近に感じ、理解しやすくなると思う。
- ・ 合理的配慮をマニュアル化することによって、それだけをすればよいと思われても困ると思う一方で、合理的配慮について知識の無い人がどうしたらよいか

分からないとなった時に取り組みのヒントになるようなものがあれば心強いのではないかと思う。

- ・ 目に見えない障害に関する差別の事例について、説明するのが難しいことからくるすれ違いから起きていると思うので、冊子やポスターのようなツールがあるとよいと思う。また、表現の方法も障害の種類によってさまざまだと思う。
- ・ 障害及び障害者に関する理解を深めてもらうための具体的な手段として、事業者が職場内で定期的に障害について理解するための研修を行うことが考えられる。
- ・ 宮城県の条例のように学校教育に関する内容を盛り込んでいけたら良いと思う。
- ・ 低学年のうちから障害理解教育が必要。加えて、学年を追うごとに内容がステップアップするようなカリキュラムが体系的に時間をかけて行われればよいと思う。
- ・ 障害理解教育については、学校に通う児童だけでなく、幼児や保護者、教職員も含めて推進していくことが必要だと思う。

#### ○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

- ・ 仙台市に条例があることを実際に障害がある人と関わっている現場のスタッフまで伝わっていないのではないかと。利用者は施設に対してなかなか声を出さずにいる。
- ・ 公的機関が作成するハンドブック等を見ると、難しい課題なので致し方ないところはあるが、記載されている内容が抽象的でイメージがしにくい。どうサポートすればよいのかをより明確に示してもらえると理解が進むのではないかと。
- ・ 虐待の相談に対して、差別に関する相談の件数が少ないのではないかと。実際に差別的な対応を受けているにも関わらず、障害のある当事者がそれを差別と理解していない、条例ができたことも知らないといったケースもあると思う。差別、虐待防止に関する連携強化や相談体制の充実のみならず、普及啓発に関する情報の理解が難しい当事者や、ご家族への理解促進も今後の取り組みとして必要になってくるかと思われる。
- ・ 周囲の理解が進むようになるために必要なのは教育だと思う。授業優先になってしまっているから、こういう人も地域に居るのだよ、ということを知っていただくことも必要である。幼少のころからやっつけていかないと、理解してもらうのは難しいと思う。

- ・ 人生経験のある大人に対して障害理解を促すことが難しい部分もあると感じている。小・中学生との交流など子供のころからの障害理解を広める取り組みが有効ではないかと考えている。

## 8 就労及び雇用に関する支援の充実（第 11 条）

### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 障害を理由とした差別と感じた事例をみると精神・発達障害、そして就労に関するものが多く寄せられているため、条例に就労の分野を重点強化のように扱っていることが分かるような表現があると良いと思う。

## 9 意思疎通の支援の充実（第 12 条）

項番 3 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第 3 条）の（1）意思疎通の支援の充実についての議論の内容に同じ。

## 10 政策形成過程への参画の推進（第 13 条）、関係機関との連携（第 14 条）

### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 仙台市の事業に参加するのに必要なスマホアプリについて、音声情報が取得できず、全盲の視覚障害者は全く使えなかった。行政が進める事業でこのようなことが起きないように施策を考えていただきたい。このようなことが起きると、視覚障害者は社会からどんどん取り残されると感じてしまう。
- ・ 市が地下鉄東西線を作るときには、計画段階から多くの障害者の意見を取り入れてバリアフリー化が進められた。何か新しいことを始める際には様々な障害者の意見を取り入れてもらえるとバリアフリーが広がると思う。

## 11 相談（第 15 条）

### ○協議会委員からの意見（概要）

- ・ 今後の制度改正等により障害のある方の一般就労の機会が益々増えていくと期待される。それに伴い、より多くの障害のある方から差別の実情が出てくることが予測されるため、差別に対する啓発と相談窓口の充実に力を入れることが必要だと思う
- ・ 障害についての知識が少ない中での障害がある方への対応は、事業者側もプレッシャーに感じると思う。事業者団体等からの要望にもあったが、相談窓口の職員の充実や、立会者サポートがあれば事業者としては対応しやすくなると思う。

○障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（抜粋）

- ・ 相談は、普段から障害のある人と窓口が繋がっていて、信頼関係が無いと難しいと思う。また、相談窓口自体が少ないと思う。
- ・ そもそもどこに相談したら良いかが分からない人が多いと思う。
- ・ 組織に加入していない障害のある人が、当事者組織を含めた支援団体、行政にスムーズに相談できるよう周知することが必要だと思う。
- ・ 差別に関する相談というと敷居が高くなるので、困りごとを声に出せる窓口があると良いと思う。
- ・ 合理的配慮を求める際には、こちら側がうまく説明できず、とりとめのない抽象的な表現になってしまうことがある。そのことが不安で相談しにくいというところがあるので、やり取りの中で、こちらの意図していることをくみ取っていただけると大変ありがたい。
- ・ 行政側の相談体制の強化として、障害を理由とする差別や困りごと等の相談に関する内部での事例共有も必要だと思う。
- ・ 差別と感じたことを相談できる場の提供や、きちんと相談者にフィードバックする相談、聴くだけで終わらない電話相談やメール相談が必要だと思う。

○事務局（仙台市）からの提案

法改正により地方公共団体は差別に関する相談に対応する人材の確保のための措置その他の必要な体制の整理を図ることが明記されたことから、条例へ新たに追加することを検討する必要がある。

**12 助言又はあっせんの求め（第 16 条）、助言又はあっせん（第 17 条）、勧告（第 18 条）、公表（第 19 条）、仙台市障害者差別相談調整委員会（第 20 条）**

○協議会委員からの意見、障害当事者や関係団体等からの意見聴取結果（概要）

見直しのあり方等について、特段の意見なし。

○事務局（仙台市）からの提案

第 17 条第 2 項について、助言又はあっせんの求めがあった該当事案について、現行条例に規定する「助言又はあっせんを行うため」の調査に加え、「助言又はあっせんの実施可否の判断のため」の調査等も必要となる。

### 第3章 条例の見直しのあり方（中間案）

協議会では条例の見直しについて、これまでの議論を整理し、以下のとおり見直しのあり方を示す。

#### 【中間案の構成】

- 1 前文
- 2 目的（第1条）
- 3 定義（第2条）
- 4 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）
- 5 市、事業者、市民の責務（第4条～第6条）
- 6 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）
- 7 市、事業者が行う合理的配慮（第8条、第9条）
- 8 基本的な施策（第10条～第14条）
- 9 差別に関する相談等（第15条～第20条）

#### 【注意事項】

※記載している条番号は現行の条例の条番号。

※《二重山形かっこ書きで》で前後を挟んでいる部分は新たに見直しが必要と考えた規定。

#### 1 前文

前文では条例を制定する趣旨を明らかにする。

- 誰もがかけがえのない個人として尊重され、市民一人ひとりが多様な人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、生きがいを持って、安心した生活を送ることができる社会の実現はわたしたちの共通の願いである。
- 現状では、障害のある人は、心身の障害による生活のしづらさに加えて、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が十分ではない仕組みや慣習等のさまざまな社会的な障壁による困難を抱え、時には、障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることもある。
- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災において、災害対策や地域生活において、障害への配慮が不十分な現状が明らかになった。
- 障害を理由とする差別をなくすためには、市民一人ひとりがこの問題を深く受け止め、自分たちの暮らしの中で向き合い、差別の解消に向けて共に取り組むことが必要である。

- わたしたちのまち仙台には、「健康都市宣言」や日本で初めての「身体障害者福祉モデル都市」指定など、障害者の生活圏拡張運動や福祉のまちづくりの発祥の地と言われる、障害のある人自身が発信し、市民とともに福祉のまちづくりに取り組んできた歴史がある。また、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」をいち早く制定し、さまざまな施策がすべての人にとって利用しやすいものとなるよう、整備に努めてきた。
- こうした福祉のまちづくりの歴史を継承し、市民、事業者、行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別をなくすことを決意し、一人ひとりの多様な人格と個性を認め合い、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまち・仙台を目指すためにこの条例を制定する。

### 【見直しのあり方について】

条例の制定以降も障害のある方を取り巻く状況は日々変化しているが、本条例の理念等に影響する大きな変化は条例の制定以降生じておらず、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、前文の見直しは不要と考える。

## 2 目的（第1条）

条例の制定目的について以下の趣旨とする。

- 本市における障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにする。
- 障害を理由とする差別の解消を推進するための基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【見直しのあり方について】

前文と同様、条例の制定目的や目指す姿に変更は無いことから、目的の見直しは不要と考える。

## 3 定義（第2条）

この条例において用いる用語を以下のとおり定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにする。

- 「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害。
- 「障害者」とは、障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に

日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

- 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- 「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- 「合理的配慮」とは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をすること。

《○ 「事業者」とは、法に規定する事業者をいう。》

### 【見直しのあり方について】

法の改正に合わせて、条例でも事業者の合理的配慮の提供を義務化するにあたり、対象となる事業者を明確にする必要があることから、「事業者」の定義を追加する必要がある。

## 4 障害を理由とする差別の解消の基本理念（第3条）

相互に尊重し合う共生社会の実現に寄与することを目的として、障害を理由とする差別の解消を推進するため、以下のとおり基本理念を定める。

- 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- 社会的障壁の除去のためには、《障害者との対話を行いながら、》合理的配慮を行うことが促進される必要があること。

《○ 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。》

- 障害を理由とする差別は、障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること。
- 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であることなどを踏まえ、《全ての障害者について、》障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること。

- 災害時においては、《障害者が避難や生活等をする上でより困難な状況に置かれることを踏まえ、》障害者の安全《及び安心》を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること。

### 【見直しのあり方について】

・ 障害者との対話を行いながら合理的配慮を提供することについて、現行条例では事業者の責務として規定していたが、合理的配慮の提供を進めるにあたっては、双方向のコミュニケーションが重要となることから、合理的配慮全般に係る事項として基本理念へ追加することが必要と考える。

・ 令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の情報の取得利用、円滑な意思疎通は改めて重要視されているところであり、新たに意思疎通の手段や情報の取得利用のための手段についての選択の機会の確保・拡大について、基本理念へ追加することが必要と考える。

・ 障害がある女性は性別による複合的な差別を受けやすいことや、障害がある児童は障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を例示として、全ての障害者に対してその性別、年齢、状況等に応じた配慮が求められることを強調する必要があると考える。

・ 障害がある人は災害時に避難や生活等をする上で、障害がない人に比べてより困難な状況に置かれること、障害者の安全に加えて安心を確保するために地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められることを追加する必要があると考える。

## 5 市、事業者、市民の責務（第4条～6条）

市、事業者、市民が果たすべき役割を明らかにするため、以下のとおり責務を定める。

- 「市」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 「事業者」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するように努めること。
- 「市民」は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、市が実施する施策に協力するように努めること。

## 【見直しのあり方について】

- ・事業者の合理的配慮の提供の責務として規定していた、障害者との対話を行いながら合理的配慮を提供することについて、合理的配慮全般に係る事項であることから、基本理念に移動させる必要があると考える。

## 6 不当な差別的取扱いの禁止（第7条）

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、市及び事業者は、以下に掲げるもののほか、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならない。

### ○福祉サービスの分野

- ・福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、《福祉サービスを行う施設への入所や入居による》生活を強制すること。
- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否、制限、又は提供に条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

### ○医療の分野

- ・法令に特別の定めがある場合を除き、障害者が希望しない入院その他の医療を受けることを強制し、または自由な行動を制限すること。
- ・障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒否、制限、又は提供に条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

### ○商品販売・サービス提供の分野

- ・障害者に商品の販売やサービスの提供をする場合において、障害者に対して客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、販売もしくは提供を拒否、制限、又はこれらに条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

### ○教育の分野

- ・障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
- ・障害者やその保護者の意見を聴かず、もしくは意思を尊重せず、又は必要な説明を行わずに、就学する学校又は特別支援学校を決定すること。

### ○雇用に関する分野

- ・労働者の募集や採用を行うにあたり、業務の性質上やむを得ない場合やその他の

客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の応募・採用を拒否、制限、又はこれらに条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

・障害者を雇用する場合、障害者が合理的配慮を行ってもなおその業務を遂行することができない場合やその他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他労働条件について障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることや、解雇、退職を強制すること。

#### ○建物等・公共交通機関の利用の分野

・障害者が不特定多数の者の利用に供されている建物等又は公共交通機関を利用する場合において、建物等、旅客施設、車両等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、利用を拒否、制限、又は利用に条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○不動産の取引の分野

・不動産の取引を行う場合において、建物等の構造上やむを得ないと認められる場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売買、賃貸、転貸もしくは賃借権の譲渡を拒否、制限、又はこれらに条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

#### ○情報提供・意思表示等に関する分野

・障害者に対し情報を提供し、または障害者から意思の表示を受ける場合において、障害者が情報の内容を確認することができる手段により情報を提供することに著しい支障がある場合、障害者が選択した方法によっては表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合やその他客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供、もしくは意思の表示を受けることを拒否、制限、又はこれらに条件を付けることや障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

### 【見直しのあり方について】

・福祉サービスの利用の強制に関して、対象サービスを入所施設に限定している現行条例の表現について修正する必要があると考える。

## 7 市、事業者が行う合理的配慮の提供（第8条、第9条）

障害を理由とする差別の解消を推進していくため、それぞれの障害者の状況等に応じた合理的配慮が提供されるよう以下のとおり定める。

- 市は、事務または事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供しなければならない。
- 市は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保や均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければならない。
- 事業者は、事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供しなければならない。
- 事業者は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保や均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供しなければならない。

#### 【見直しのあり方について】

- ・法の改正に合わせ、事業者の合理的配慮の提供について、努力義務から義務に改める必要があると考える。

### 8 基本的な施策（第10条～第14条）

本市における障害を理由とする差別の解消を促進するために、基本的な施策を以下のとおり定める。

- 啓発活動及び交流の推進
  - ・市は、事業者及び市民の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行うとともに、障害者と障害者でない者や障害者同士の交流の推進に必要な施策を実施する。
- ◀○ 教育の推進
  - ・市は、障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を実施する。
- 就労及び雇用に関する支援の充実
  - ・市は、障害者の就労及び雇用を促進するため、障害者の就労に関する相談及び支援の充実を図る。
  - ・市は事業者に対し、障害者の雇用及び障害者が働きやすい環境の整備の必要性に関する啓発や情報の提供を行う。

○ 意思疎通の支援の充実

・市は、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービスもしくは情報を提供し、またはその意思の表示を受ける場合において、意思疎通が円滑に行われるよう、障害の状態に応じた適切な配慮を行うために必要な体制の整備その他の意思疎通に関する支援の充実を図る。

・市は事業者に対し、他者との意思疎通を図ることが困難である障害者に対してサービスもしくは情報を提供し、または意思の表示を受ける場合における障害の状態に応じた適切な配慮の必要性に関する啓発及び配慮の方法に関する情報の提供を行う。

○ 政策形成過程への参画の推進

・市は、市政に関する政策形成過程における障害者の参画を推進するために、政策の企画、立案等に当たっては、障害者に対する適切な情報提供や障害者からの意見の聴取を行うよう努める。

○ 関係機関との連携

・市は、障害を理由とする差別の解消の施策の推進にあたり、関係機関との連携の強化に努める。

≪○ 情報の収集及び提供

・市は、障害を理由とする差別や差別を解消するための取り組みに関する情報を収集し、事業者や市民への情報提供を行うよう努める。

○ 人材の育成

・市は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障害及び障害者等に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を実施する。≫

**【見直しのあり方について】**

・障害理解教育の重要性を鑑みて、障害理解教育の推進について新たに追加する必要があると考える。

・法の改正に伴い、地方公共団体は情報の収集及び提供について努めることが法に明記されたことから、条例へも新たに追加する必要があると考える。

・法の改正に伴い、地方公共団体は障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成のための措置その他の必要な体制の整理を図ることが法に明記されたことから、条例へも新たに追加する必要があると考える。

## 9 差別に関する相談等（第15条～第20条）

障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談、紛争解決のための助言又はあっせん等について以下のとおり定める。

### （相談）

- 障害者及びその家族、後見人その他の関係者または事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 市は、障害を理由とする差別の相談を受けた場合は、次に掲げる対応を行う。
  - ・助言、情報提供、その他障害を理由とする差別を解消するための必要な支援を行う。
  - ・事案の当事者や関係者に対する事実の確認や関係者間の調整を行う。
  - ・仙台市障害者差別相談調整委員会（以下「調整委員会」という。）へ助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援を行う。

### （助言又はあっせんの求め）

- 障害者及びその家族、後見人その他の関係者は、障害を理由とする差別を理由とした紛争が生じている場合であって、調整が図られても紛争が解決されないとき（助言又はあっせんの求めを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかな場合を除く）は、調整委員会へ必要な助言又はあっせんを求めることができる。

### （助言又はあっせん）

- 調整委員会は助言又はあっせんの求めがあった事案について、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを行うことができる。
- 調整委員会は、助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、関係当事者やその他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

### （勧告・公表）

- 調整委員会は、市長に対して、正当な理由なく助言又はあっせん案を受諾しなかった者や、正当な理由なく説明又は必要な資料の提出、その他の必要な調査に応じず、又は虚偽の説明をし、もしくは資料を提出した者へ必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
- 市長は調整委員会より勧告の求めがあった場合において、必要があると認めるときは、事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 市長は勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 市長は公表しようとするときは、公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見陳述の機会を与えなければならない。

(調整委員会)

- 障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置する。
- 調整委員会は委員7人以内で組織する。
- 委員は障害者及び福祉、医療、教育、雇用その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 上記の他、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が定める。

**【見直しのあり方について】**

障害者やその関係者からの障害を理由とする差別に関する相談の対応や紛争解決のための助言又はあっせん等の支援に変更は無いことから、差別に関する相談等の見直しは不要と考える。